

平成29年3月23日判決言渡

平成28年(行ケ)第10171号 審決取消請求事件

判 決

原 告 X

被 告 特許庁長官

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の求めた判決

特許庁が不服2007-19402号事件について平成21年6月22日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件訴状に「不服2007-19402号 審決取消請求事件」と記載されていることから、本件訴えは、原告が、前記第1記載の本件審決の取消しを求めるものと解される。

2 本件記録によると、本件訴えの提起に至る経緯は、以下のとおりである。

(1) 原告は、平成9年12月24日、発明の名称を「容積形流体モータ式ユニバーサルフューエルコンバインドサイクル発電装置。」とする発明について、特許出願（特願平9-370506号）をしたが、平成19年4月27日に拒絶査定がされ、これに対し、同年6月14日、拒絶査定不服審判請求（不服2007-19402号）をした。

(2) 特許庁は、平成21年6月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をし、その謄本は、同年7月12日、原告に送達された。

第3 当裁判所の判断

本件訴えは、平成28年7月29日に提起されたものであるところ、前記第2のとおり、本件審決の謄本の送達があった日から30日を経過した後に訴えが提起されたことが明らかであるから、不適法でその不備を補正することができない。

よって、行政事件訴訟法7条、民訴法140条により、口頭弁論を経ないで、判決で、本件訴えを却下することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

森 義 之

裁判官

中 村 恭

裁判官

森 岡 礼 子